

I 工 事

土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について

〔平成 12 年 3 月 24 日 12 構改D第 238 号〕
構造改善局長から各地方農政局長あて

一部改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 農振第 1996 号
" 平成 14 年 3 月 27 日 13 農振第 3634 号
" 平成 15 年 3 月 28 日 14 農振第 2673 号
" 平成 16 年 3 月 29 日 15 農振第 2778 号
" 平成 21 年 3 月 27 日 20 農振第 2111 号
" 平成 22 年 3 月 31 日 21 農振第 2187 号
" 平成 23 年 3 月 31 日 22 農振第 2329 号
" 平成 24 年 3 月 30 日 23 農振第 2831 号
" 平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2133 号
" 平成 27 年 3 月 31 日 26 農振第 2054 号
" 平成 28 年 3 月 29 日 27 農振第 2147 号
" 平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2226 号
" 平成 31 年 3 月 28 日 30 農振第 3593 号
" 令和 2 年 4 月 1 日 元農振第 3395 号
" 令和 3 年 3 月 19 日 2 農振第 3047 号
" 令和 4 年 3 月 25 日 3 農振第 2711 号

このたび、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」第 5 の規定に基づきその積算基準を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することになったので、その運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、施設機械製作据付工事の価格積算要領（昭和 63 年 3 月 20 日付け 63 構改D第 222 号構造改善局長通知）は、平成 12 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)

第1 趣旨

土地改良事業等の工事を請負施工に付する場合における工事(以下「請負工事」という。)の価格積算については、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

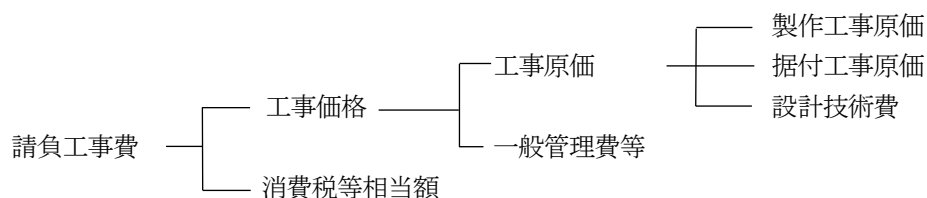
第2 適用範囲

この基準は、施設機械設備(用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋、ダム管理設備及び鋼製付属設備をいう。)の製作据付工事及び鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事に適用する。

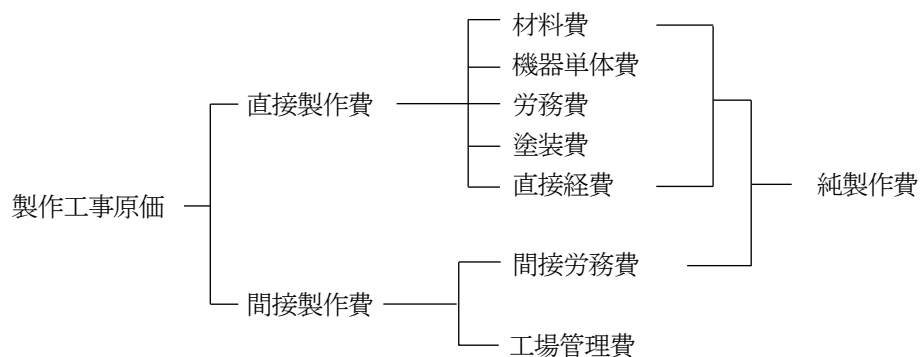
第3 施設機械設備工事

1 請負工事費の構成

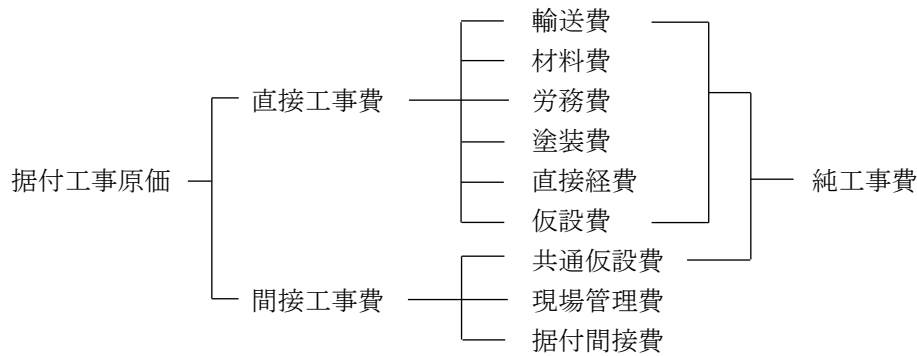
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 製作工事原価



1-2 据付工事原価



2 請負工事費の費目

2-1 製作工事原価

製作工事原価の費目は、次のとおりとする。

(1) 直接製作費

ア 材料費

製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(ア) 直接材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され、原則としてその製品の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用。

(イ) 補助材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用。

イ 機器単体費

設備の構成要素である製品の製作に当たって、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。

ウ 労務費

設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業員に対して支払われる賃金であり基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する工場作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。

エ 塗装費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

オ 直接経費

設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。

(ア) 木型費

木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用。

(イ) 試運転費

特に必要があると認められる試運転に要する費用。

(ウ) 特別経費

特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用。

(2) 間接製作費

工場(据付工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(システム設計費用を除く)である。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。

ア 間接労務費

(ア) 間接工・工場管理業務者の給料手当等

工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等。

(イ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等

製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等。

イ 工場管理費

(ア) 消耗工具備品費

消耗工具、備品等の費用。

(イ) 工場消耗品費

消耗品等の費用。

(ウ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。

(エ) 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等。

(オ) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費。

(カ) 会議費

会議に要する費用。

(キ) 交際費

来客等の応対に要する費用。

(ク) 法定福利費

工場の従業員に係る労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用。

(ケ) 福利厚生費

工場の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生費及び文化活動等に要する費用。

(コ) 動力用水光熱費

工場における電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用。

(サ) 印刷製本費

工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用。

- (シ) 試験試作費
製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用。
- (ス) 教育訓練費
工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用。
- (セ) 地代家賃
工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用。
- (ソ) 保険料
工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用。
- (タ) 租税公課
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- (チ) 減価償却費
工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の減価償却額。
- (ツ) 製作外注費
製品の加工・塗装等の一部を専門業者等に外注する場合に必要となる費用。
- (テ) 工場内運搬費
製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造費。
- (ト) 雑費
(ア) から (テ) までに属さない諸費用。

2-2 据付工事原価

据付工事原価の費目は次のとおりとする。

(1) 直接工事費

ア 輸送費

製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。

イ 材料費

工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(ア) 直接材料費

直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用である。

(イ) 補助材料費

補助的に消費され、据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。

ウ 労務費

工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。

エ 塗装費

据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

オ 直接経費

工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。

(ア) 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料。

(イ) 水道光熱電力料

工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び水道使用料。

(ウ) 機械経費

工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額。

(エ) 試運転経費等

特に必要と認められる総合試運転等に要する費用。

(オ) 特別経費

特に必要があると認められる費用。

カ 仮設費

工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

共通仮設費の費目及び内容は、次のとおりとする。

(ア) 運搬費

- a 機械器具の運搬等に要する費用。
- b 現場内における機材の運搬に要する費用。

(イ) 準備費

- a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用。
- b 調査、測量、丁張等に要する費用。
- c 伐開、整地及び除草に要する費用。

(ウ) 事業損失防止施設費

工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置・撤去及び当該施設の維持管理等に要する費用。

(エ) 安全費

- a 安全施設等に要する費用。
- b 安全管理等に要する費用。
- c a及びbに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用。

(オ) 役務費

- a 土地の借上げに要する費用。
- b 電力、用水等の基本料。
- c 電力設備用工事負担金。

(カ) 技術管理費

- a 品質管理のための試験等に要する費用。

- b 出来形管理のための測量等に要する費用。
- c 工程管理のための資料の作成に要する費用。
- d 完成図書及び電子納品等の作成に要する費用。
- e a から d までに掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用。

(キ) 営繕費

- a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用。
- b 労働者宿舍の営繕に要する費用又は、労働者の宿泊に要する費用。
- c 労働者の輸送に要する費用。
- d a から c までに係る敷地の借上げ費用。

イ 現場管理費

工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。

(ア) 労務管理費

現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用。

- a 募集及び解散に要する費用。(赴任旅費及び解散手当を含む)
- b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用。
- c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用。
- d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用。
- e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用。

(イ) 事務員給料手当等

現地採用の事務員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与。

(ウ) 退職金

現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額。

(エ) 事務用品費

現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。

(オ) 通信交通費

現地における通信費、交通費及び旅費。

(カ) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用。

(キ) 法定福利費

現地採用の労働者及び事務員に係る労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額。

(ク) 福利厚生費

現地採用の事務員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生費及び文化活動等に要する費用。

(ケ) 安全訓練等に要する費用

現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用。

(コ) 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料。

- (サ) 租税公課
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- (シ) 補償費
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- (ス) 据付外注経費
据付工事の一部を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。
- (セ) 工事登録費
工事実績の登録等に要する費用。
- (ソ) 雑費
(ア) から (七) までに属さない諸費用。

ウ 据付間接費

- (ア) 据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。
間接工・管理業務者の給料手当及び据付工の退職金等
据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員(現場代理人を含む)に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。並びに据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入金。
- (イ) 事務用品費
据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。
- (ウ) 交通通信費
据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費。
- (エ) 会議費
据付工事部門等の会議に要する費用。
- (オ) 交際費
据付工事部門等の来客等の対応に要する費用。
- (カ) 法定福利費
据付工事部門等の従業員に係る労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。
- (キ) 福利厚生費
据付工事部門等の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生費及び文化活動等に要する費用。
- (ク) 動力用水光熱費
据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用。
- (ケ) 印刷製本費
据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用。
- (コ) 教育訓練費
据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用。

- (サ) 地代家賃
据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用。
- (シ) 保険料
据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用。
- (ス) 租税公課
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- (セ) 雑費
(ア) から (ス) までに属さない諸費用。

2-3 設計技術費

- (1) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等
製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。
- (2) システム設計に係る管理費等
システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、法定厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。
- (3) 設計技術費(システム設計にかかる費用)と製作工事原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造(製作)設計にかかる費用の区分は次表のとおりとする。

	システム設計	製造(製作)設計
設計計算関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注設計図書の確認 ・ 最適設計、細部計画等の立案 ・ 設計計算書の作成(開閉荷重等) ・ 実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・ 設計に関する打合せ資料の作成 ・ 機器単体品の注文仕様書の作成 ・ 他工事(土木・建築等)との取合確認等の資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・ 製作品の強度計算書等の作成 ・ 製作品の詳細数量表の作成 ・ 製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・ 鑄鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成
設計図面関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成(全体図、組立図等) ・ フローシート ・ システムシーケンス図の作成 ・ 機器単体品の注文図面の作成 ・ 据付工事図面(基礎図、配管配線図等) ・ 他工事(土木・建築等)との取合確認等に必要図面の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成(部分詳細図、製作図面) ・ 製作品に組込む部品等の注文図面の作成
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上

2-4 一般管理費等

一般管理費等の費目及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般管理費
工事の施工に当たる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。

ア 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）。

イ 従業員給料手当等

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与。

ウ 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金。

エ 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費。

オ 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等。

カ 通信交通費

通信、交通費及び旅費。

キ 交際費

本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用。

ク 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

ケ 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等費及び文化活動等に要する費用。

コ 動力・用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用。

サ 調査研究費

技術研究、開発等の費用。

シ 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用。

ス 寄付金

セ 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額。

ソ 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額。

タ 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料。

チ 保険料

火災保険及びその他の損害保険料。

ツ 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課。

テ 減価償却費

建物、車両、機械、装置、事務用備品等の減価償却額。

ト 契約保証費

契約の保証に必要な費用。

ナ 雑費

電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用。

(2) 付加利益

施工に当たる企業が継続して経営するために必要な費用である。

ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等。

イ 株主配当金。

ウ 役員賞与（損金算入分を除く。）

エ 内部留保金。

オ 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用。

2-5 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

3 請負工事費の積算

3-1 製作工事原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

(1) 直接製作費

ア 材料費

(ア) 直接材料費

- a 直接材料費の積算は(所要量)×(単価)とする。
- b 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし原則としてネット質量の積上げとするが、ボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。
- c 単価は次によるものとする。
 - a) 鋼材の単価は「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率)-(スカラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。
 - b) エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。
 - c) 材料割増率は、表-3・1のとおりとする。
 - d) スカラップ単価は原則として表-3・2「スカラップの該当品目」の区分による単価を適用する。

e) 鋳造品の単価は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。

f) 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。

(イ) 補助材料費

a 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。

b 補助材料費率は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)」で定めた率による。
(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。

イ 機器単体費

(ア) 機器単体費の積算は、(所要量)×(単価)とする。

(イ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。

ウ 労務費

(ア) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。

(イ) 工数は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)」で定めた値によるものとする。

(ウ) 施設機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、実情に即した単価を採用するものとする。

エ 塗装費

(ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。

(イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよい。

(ウ) 溶融亜鉛めっき・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費(材料費、労務費)として、計上する。

オ 直接経費

個々の費目別に必要額を適正に積上げるものとする。

(2) 間接製作費

ア 間接労務費

(ア) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。

(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。

(ウ) 間接労務費率は、表-3・3のとおりとする。

(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

イ 工場管理費

(ア) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額)×(工場管理費率)とする。

(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。

(ウ) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。

(エ) 工場管理費率は、表-3・4のとおりとする。

(オ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

3-2 据付工事原価

(1) 直接工事費

据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

ア 輸送費

- (ア) 輸送費は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）」により算定する。
- (イ) 輸送費の輸送起点は、推定される業者の最も近い工場所在地とする。
- (ウ) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

イ 材料費

(ア) 直接材料費

- a 材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。
- b 直接材料費率は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）」で定めた率による。
- c 所要量の算定は、積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等を実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

(直接材料の内訳)

据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等である。

(イ) 補助材料費

- a 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。
- b 補助材料費率は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）」で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等である。

ウ 労務費

- (ア) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- (イ) 工数は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）」で定めた値によるものとする。
- (ウ) 施設機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、実情に即した賃金を採用するものとする。
- (エ) 施設機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。
- (オ) 各賃金は次の補正を行うことができる。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

エ 塗装費

- (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1 m²当りの単価) とする。
- (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。

オ 直接経費

個々の費目別に必要額を適正に積上げるものとする。なお、機械経費は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」等によるもののほか、適正と認められる実績又は、資料により算定するものとする。

カ 仮設費

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。

また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。

(ア) 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用。

(イ) その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。

(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額 + 支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。

(ウ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。

(エ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。

(オ) 共通仮設費率は、表-3・5のとおりとする。

(カ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。

a 運搬費

a) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。

① 建設機械の自走による運搬(油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積み上げるものとする。)

② 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む。)

③ 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬。

ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。

④ トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型 20~50 t 吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型 20~70 t 吊)の分解・組立及び輸送に要する費用。

⑤ 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用。

⑥ 機材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、トレミー管等)の搬入、搬出及び現場内小運搬。

b) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。

① 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬。

ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。

② 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬。

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

③ 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用。

ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）を除く。

④ 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35 t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料。

⑤ 上記以外の質量 20t 以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料。

⑥ その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用。

⑦ 上記 a) 及び b) ①～⑥における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

b 準備費

a) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。

① 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用。

② 完成時の後片付け費用。

b) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。

① 施工期間中における準備、後片付け費用。

c) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。

① 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特別仕様書に明示し積上げ積算するものとする。

c 事業損失防止施設費

a) 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。

b) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

d 安全費

a) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

① 工事地域内全般の安全管理上の監視又は連絡等に要する費用。

② 不稼働日の保安要員等の費用。

③ 安全用品等の費用。

④ 安全委員会等に要する費用。

⑤ 標示板、標識、保安燈、防護槽、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

b) 積上げ積算による安全費は、次のとおりとし、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特別仕様書に明示するものとする。

① 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用。

② 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。

- ③ 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- ④ 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用。
- ⑤ 粉じん作業の予防に要する費用。
- ⑥ 高圧作業の予防に要する費用。
- ⑦ 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用(工事用連絡設備を含む。)
- ⑧ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用。
- ⑨ その他、現場条件等により積上げを要する費用。

e 役務費

現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

- a) 土地の借上げ等に要する費用。
- b) 電力、用水等の基本料。
- c) 電力設備用工事負担金。

f 技術管理費

- a) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。

- ① 据付において施工管理基準に含まれる試験に要する費用。
- ② 据付における出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用。
- ③ 据付における品質管理のための資料の作成に要する費用。
- ④ 据付における工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用。
- ⑤ 据付における工程管理のための資料の作成等に要する費用。
- ⑥ 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用。
- ⑦ 完成図書及び電子納品等の作成に要する費用。
- ⑧ 塗装膜厚施工管理に要する費用。
- ⑨ 施工管理で使用するOA機器の費用。
- ⑩ 品質証明に係る費用。
- ⑪ 情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)。

- b) 積上げ積算による技術管理費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。

- ① マイクロフィルムの作成に要する費用。
- ② 施工管理基準に記載されている項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用。
- ③ 施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用。
調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。
- ④ その他、現場条件等により積上げを要する費用。
- ⑤ 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用。

g 営繕費

- a) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。

- ① 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持、補修)に要する費用。
- ② 労働者宿舎の営繕(設置、撤去、維持、補修)に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用。

- ③ 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持、補修)に要する費用。
- ④ 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用。
- ⑤ 労働者の輸送に要する費用。

b) 積上げ積算による営繕費は、次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。

- ① 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持、補修)に要する費用。
- ② 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持、補修)に要する費用。
- ③ 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用。
- ④ 工事施工上、特別に必要な営繕等に要する費用。

(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

- a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
中山間地域	全ての工種(注1)	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	5

(注)1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注)2 施工地域区分は以下のとおりとする。

市 街 地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

中 山 間 地 域： 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

- b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い
適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。
- c その他
設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、又は当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

イ 現場管理費

- (ア) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額)×(現場管理費率)とする。
- (イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。
- (ウ) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。
- (エ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。
- (オ) 現場管理費率は、表-3・6のとおりとする。
- (カ) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。
なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。
- (キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正
 - a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合 (常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地 (DID補正)	全ての工種 (注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	全ての工種 (注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
中山間地域	全ての工種 (注1)	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.0	5

(注) 1 コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない

(注) 2 施工地域区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及び、これに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上で、その全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

中 山 間 地 域：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い

適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

c その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、又は当初計上していなかったが、上記条件の変更に伴って補正出来ることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

ウ 据付間接費

(ア) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。

(イ) 据付間接費対象額とは、直接工事費中の労務費のうち「施設機械設備据付工労務費」のみを対象とする。なお、施設機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。

(ウ) 据付間接費率は、表-3.7のとおりとする。

(エ) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。
また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

3-3 設計技術費

- (1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額)×(設計技術費率)とする。
- (2) 設計技術費対象額は、「製作工事原価」「据付工事原価」の合計額とする。
- (3) 設計技術費率は、表-3・8のとおりとする。
- (4) 設計施工一括発注方式(詳細設計付)の場合も、表-3・8の標準設計技術費率によるものとする。
- (5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。
また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

3-4 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。
- (2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。

$$\text{一般管理費等率} = (\text{標準一般管理費等率}) \times (\text{前払金支出割合補正係数}) \times (\text{機器単体費補正係数})$$
 - ア 標準一般管理費等率は、表-3・9のとおりとする。
 - イ 前払金支出割合補正係数は、表-3・10のとおりとする。
 - ウ 機器単体費補正係数は、表-3・11のとおりとする。
 - エ 契約保証に係る費用は、別途積算する。

3-5 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

3-6 材料等の価格等の取扱い

工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

3-7 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは設備の製作、据付に際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。
- (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。
 - ア 直接材料、電力(ダム関係を除く)は全額を現場管理費算定の対象とする。
 - イ 機器単体品及び製作品等は現場管理費算定の対象としない。
- (3) 給品は一般管理費等の算定の対象としない。

3-8 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記の(1)～(3)に示すものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- (2) 水道料金
- (3) 道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
- 2 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。
 - 3 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表

費目		間接労務費	工場管理費
材	料費	×	×
機	器単体費	×	×
労	務費	○	○
塗	装費	×	○
直	接経費	×	○
輸	送費	×	×
間接 製作費	間接労務費	—	○
	工場管理費	×	—
支給 品費	直接材料	×	×
	電力	×	×
	機器単体品	×	×
	製作品	×	×

○：対象とする ×：対象としない

3-10 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表

費目		共通仮設費	現場管理費
輸	送費	○	○
材	料費	○	○
労	務費	○	○
塗	装費	○	○
直	接経費	○	○
仮	設費	○	○
間接 工事費	共通仮設費	—	○
	事業損失防止施設費*1	○	○
支 給 品 費	据付間接費	—	×
	現場管理費	—	—
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額	直接材料	○	○
	電力	○*2	○*2
	機器単体品	×	×
	製作品	×	×

○：対象とする ×：対象としない

*1：必要に応じ計上する

*2：ダム関係は除く

3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表

費 目		設計技術費	一般管理費等	
製作 工事 原価	材 料 費	○	○	
	機 器 単 体 費	○	○* 1	
	労 務 費	○	○	
	塗 装 費	○	○	
	直 接 経 費	○	○	
	間 接 間 接 労 務 費	○	○	
据付 工事 原価	製作費	工場管理費	○	
	輸 送 費	○	○	
	材 料 費	○	○	
	労 務 費	○	○	
	塗 装 費	○	○	
	直 接 経 費	○	○	
	仮 設 費	○	○	
	間接 工事 費	共 通 仮 設 費	○	○
		据 付 間 接 費	○	○
		現 場 管 理 費	○	○
無償貸付機械等評価額		×	×	
設 計 技 術 費		—	○	
支 給 品 費	直 接 材 料	○	×	
	電 力	×	×	
	機 器 単 体 品	×	×	
	製 作 品	×	×	

○：対象とする ×：対象としない

* 1：補正あり

表-3-1 材料割増率 (%)

材 料 名	割増率	備 考
鋼板、ステンレスクラッド鋼板	12	
ステンレス鋼板	12	
銅 板	25	
形鋼、平鋼、ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	10	
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材、丸鋼	20	鉄筋・PC鋼線は含まない
鋼管、銅管などの管材	10	
炭素鋼	15	ポンプ主軸に適用
鋳 鉄	20	
〃	10	ポンプケーシング吸吐出管に適用
鋳 鋼	30	
〃	20	ポンプ羽根車に適用
ステンレス鋳鋼	20	ポンプ羽根車に適用
銅合金鋳物	40	
〃	20	ポンプ羽根車に適用
鍛鋼	30	
アルミニウム合金鋳物	20	
アルミニウム合金板材	12	
アルミニウム合金型材・管材	10	

(注) ステンレス鋼板で中・大形水門、堰、ダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は25%とする。

表-3-2 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板、ステンレスクラッド鋼板	ヘビーH1
ステンレス鋼板・銅板、ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	ステンレス鋼板、ステンレス平鋼、ステンレス形鋼 : ステンレス新断 銅板: 銅くず (並)
形鋼・平鋼	ヘビーH1
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼: 鋼ドライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼: ステンレス新断
鋼管、銅管などの管材	鋼管: ヘビーH1 銅管: 銅くず (並)
鋳鉄	銑ドライ粉A
鋳鋼	鋼ドライ粉A
銅合金鋳物	黄銅くず 鋳物 (並)、青銅くず 鋳物 (並)
鍛鋼	鋼ドライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず 機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

表-3-3 間接労務費率 (%)

工 種 区 分	間接労務費率	備 考
水門設備 河川・水路用水門設備、ダム用水門設備	75	河川・水路用水門設備のうち小形水門設備は除く
除塵設備		
水管橋		
小形水門設備、鋼製付属設備	60	
用排水ポンプ設備	90	

表-3・4 工場管理費率

(%)

工種区分		工場管理費率	備考
水門設備	河川・水路用水門設備、ダム用水門設備	20	河川・水路用水門設備のうち小形水門設備は除く
除塵設備			
水管橋		25	
小形水門設備、鋼製付属設備		35	
用排水ポンプ設備			

表-3・5 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	備考				
		下記の率とする。 (%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。 (%)					
			A	b						
水門設備	鋼製付属設備 ダム管理設備 水管橋	19.81	240.90	-0.1675	8.41	鋼製付属設備は単独工事に適用				
用排水ポンプ設備(新設)、 除塵設備							17.80	212.61	-0.1663	7.60

工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	備考
		下記の率とする。 (%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。 (%)	
			A	b		
用排水ポンプ設備(維持修繕)		25.92	8679.61	-0.3898	6.61	

(注) 工種区分における維持修繕の適用範囲は、全体更新以外の部分更新や修繕等とする。

(1) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A、b : 変数値

(注) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-3・6 現場管理費率

工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	備考
		下記の率とする。 (%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。 (%)	
			A	b		
水門設備	鋼製付属設備 ダム管理設備 水管橋	21.89	44.73	-0.0479	17.14	鋼製付属設備は単独工事に適用
鋼製付属設備						
ダム管理設備						
水管橋	24.72	98.08	-0.0924	15.41		

(1) 算定式

$$J_0 = A \cdot P^b$$

ただし J_0 : 現場管理費率(%)

P : 対象額(円)

A, b : 変数値

(注) J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-3・7 据付間接費率

(%)

工種区分		据付間接費率	備考	
水門設備	河川・水路用水門設備、ダム用水門設備	新設	130	河川・水路用水門設備のうち小形水門設備は除く
		維持修繕	140	
	小形水門設備	新設	80	
		維持修繕	90	
ゴム引布製起伏ゲート設備		90		
用排水ポンプ設備		140		
除塵設備		110		
ダム管理設備	流木止設備以外	130		
	流木止設備	80		
水管橋		130		
鋼製付属設備		65	単独工事に適用	

(注) 工種区分における維持修繕の適用範囲は、全体更新以外の部分更新や修繕等とする。

表-3・8 標準設計技術費率

工種区分		対象額	適用区分		備考	
		1000万円以下	1000万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの		
						下記の率とする。(%)
		A	b	下記の率とする。(%)		
水門設備	河川・水路用水門設備、ダム用水門設備	3.32	23.589	-0.1217	1.89	河川・水路用水門設備のうち小形水門設備は除く
	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96	
用排水ポンプ設備		4.47	65.910	-0.1669	2.07	
水管橋		3.32	23.589	-0.1217	1.89	

工種区分		対象額	適用区分		備考	
		500万円以下	500万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの		
						下記の率とする。(%)
		A	b	下記の率とする。(%)		
小形水門設備		3.68	350.05	-0.2953	1.24	
除塵設備		3.77	170.04	-0.2469	1.52	
ダム管理設備		3.62	70.164	-0.1922	1.78	
鋼製付属設備		3.68	350.05	-0.2953	1.24	単独工事に適用

(1) 算定式

$$S_e = A \cdot P^b$$

ただし S_e : 標準設計技術費率(%)

P : 対象額(円)

A, b : 変数値

(注) S_e の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-3・9 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	26.17%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)
30億円を超えるもの	22.18%

(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-3・10 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

表-3・11 機器単体費補正係数

$$R = 1 - \frac{K}{1.25}$$

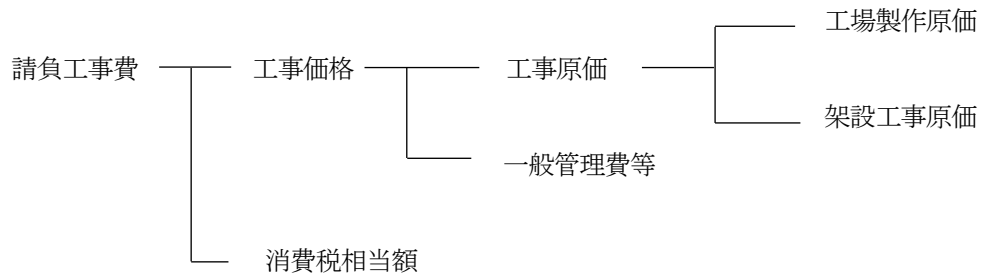
ただし、R：機器単体費補正係数(小数)
K：工事原価に占める機器単体費の比率(小数)

(注) 1 R及びKは小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

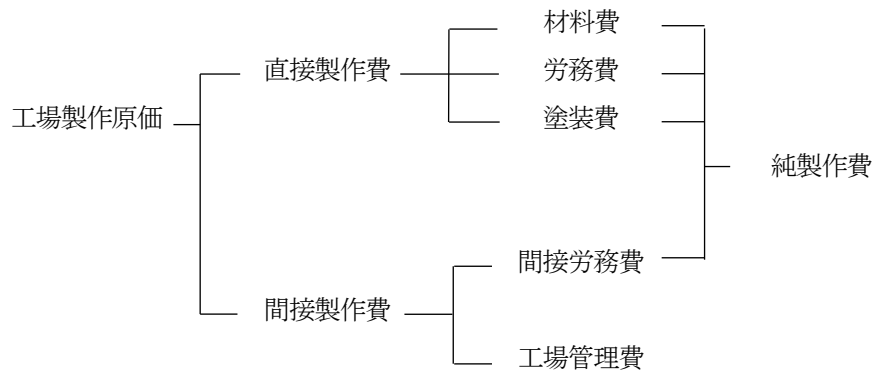
第4 鋼橋製作架設工事

1 請負工事費の構成

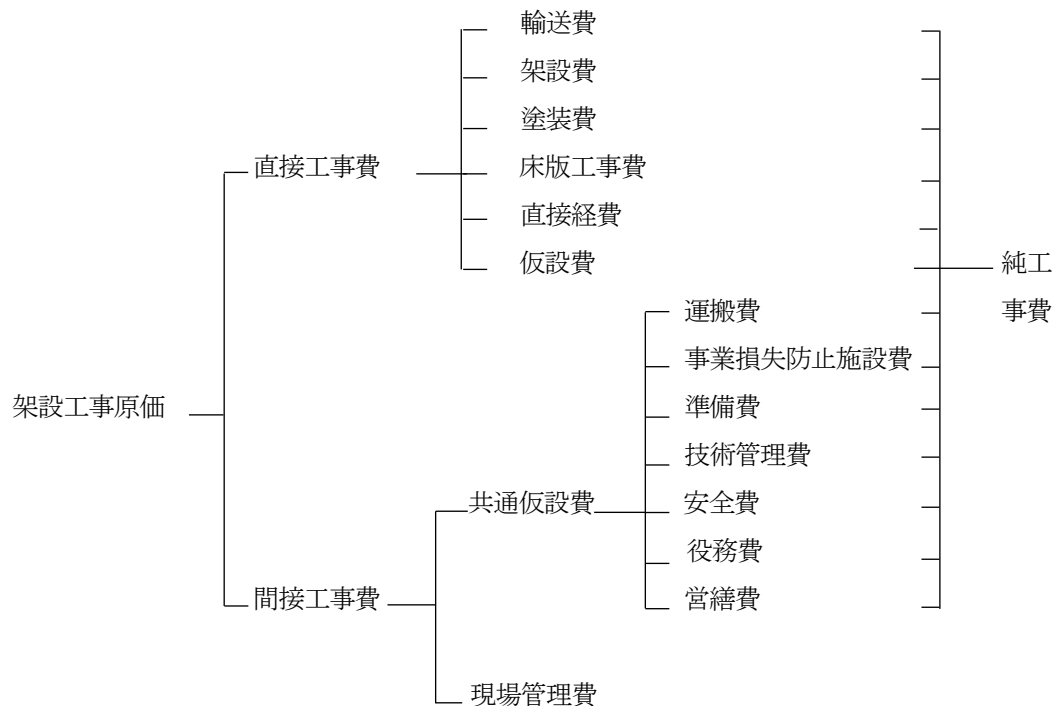
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 工場製作原価



1-2 架設工事原価



2 請負工事費の費目

2-1 工場製作原価

工場製作原価の費目は、次のとおりとする。

(1) 直接製作費

ア 材料費

製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(ア) 直接材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され、原則としてその製品の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用。

(イ) 副資材費

設備の構成要素である製品に関して補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用。

(ウ) 購入品費

設備の構成要素である製品の製作に当たって、そのまま組み込むことができる機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。

イ 労務費

設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業者に対し支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等からなる。

ウ 塗装費

工場において行う塗装に要する費用である。

(2) 間接製作費

工場(架設工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に要する費用である。

ア 間接労務費

(ア) 間接工・工場管理業務者の給料手当等

工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に対し支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。

(イ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等

製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。

(ウ) 製作外注費

製品の加工・塗装等の一部を専門業者等に外注する場合に必要な費用。

(エ) 工場内運搬費

製品の工場内運搬等に要する費用。

イ 工場管理費

(ア) 福利厚生費

工場の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生費及び文化活動等に要する費用。

(イ) 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等。

(ウ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。

(エ) 通信・交通費

通信費、交通費及び旅費。

(オ) 動力・用水・光熱費

工場における電気料、水道料、ガス料、重油等燃料に要する費用。

(カ) 交際費

来客等の対応に要する費用。

(キ) 地代家賃

工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用。

(ク) 減価償却費

工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資金等の減価償却額。

(ケ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(コ) 保険料

工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用。

- (サ) 印刷製本費
工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用。
- (シ) 設計費
工場における製品の設計に要する費用。
- (ス) 完成図書作成費
完成図書の作成に要する費用。
- (セ) 消耗工具備品費
消耗工具、備品等の費用。
- (ソ) 工場消耗品費
消耗品の費用。
- (タ) 会議費
会議に要する費用。
- (チ) 法定福利費
工場の従業員に係る労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用。
- (ツ) 教育訓練費
工場における技能養成、啓発、資格取得、安全講義等に要する費用。
- (テ) 検査費
製品、材料等の検査に要する費用。
- (ト) 雑費
(ア) から (テ) までに属さない諸費用。

2-2 架設工事原価

架設工事原価の費目は次のとおりとする。

(1) 直接工事費

ア 輸送費

製作工場の所在地から架設現場までの製品の輸送に要する費用である。

イ 架設費

(ア) 材料費

工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料及び部品の費用。

(イ) 労務費

工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金である。

ウ 塗装費

架設時に行う塗装に要する費用。

エ 床版工事費

桁架設後の床版工事及び橋面工事に要する費用。

オ 直接経費

工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、特別経費等に要する費用である。

- (ア) 特許使用料
契約に基づき使用する特許の使用料。
- (イ) 水道光熱電力料
工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び水道使用料等の合計額。
- (ウ) 機械経費
工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費の合計額。
- (エ) 特別経費
特に必要と認められる費用。

カ 仮設費

工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。

(2) 間接工事費

間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。

イ 現場管理費

現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。

2-3 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。

2-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び特別地方消費税相当分の費用である。

3 請負工事費の積算

3-1 工場製作原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

(1) 直接製作費

ア 材料費

(ア) 直接材料費

- a 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。
- b 所要量の算定は積上げによるものとする。なお、鋼材等の所要量は、製品質量とし原則としてネット質量の積み上げとするが、ボルト穴、リベット穴等は、グロス質量の積み上げとする。

- c 単価は次によるものとする。
 - a) 鋼材の単価は「(ベース価格+エキストラ料)×(1+材料割増率)−(スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。
 - b) エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。
 - c) 材料割増率は、実情に即した割増率を計上する。

(イ) 副資材費

- a 副資材費の積算は、(所要量)×(単価)とする。
(副資材費の内訳)
製作加工に要する酸素、アセチレンガス、プロパンガス等の資材及びウェス、ワイヤーブラシ等の消耗品である。

(ウ) 購入品費

- a 購入品費の積算は、(所要量)×(単価)とする。
- b 所要量の算定は、積上げによるものとする。

イ 労務費

- (ア) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- (イ) 工数は、実情に即した工数によるものとする。
- (ウ) 1日当りの標準賃金は、実情に即した単価を採用するものとする。

ウ 塗装費

- (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。
- (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。

(2) 間接製作費

ア 間接労務費

- (ア) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額)×(間接労務费率)とする。
- (イ) 間接労務費対象額は、製作費中の労務費とする。
- (ウ) 間接労務费率は、実情に即した率を計上する。

イ 工場管理費

- (ア) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額)×(工場管理费率)とする。
- (イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費(ただし、工場塗装に係る材料費は除く)」を除いた額とする。
- (ウ) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。
- (エ) 工場管理费率は、実情に即した率を計上する。

3-2 架設工事原価

(1) 直接工事費

据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

ア 輸送費

輸送費の積算は、製品の種類により適正な方法で計上する。

イ 架設費

(ア) 材料費

- a 材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。
- b 所要量の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により標準数量が明らかかなものはそれによるものとする。

(イ) 労務費

- a 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- b 工数は、実情に即した工数によるものとする。
- c 1日当りの標準賃金は、「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。
- d 各賃金は次の補正を行うことができる。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ 塗装費

- (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。
 - (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。
- ただし、実績等により塗装面積が明らかかなものはこれによってもよいものとする。

エ 床版工事費

必要額を適正に積上げるものとする。

オ 直接経費

個々の費目別に必要額を適正に積上げるものとする。なお、機械経費は「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」等によるもののほか、適正と認められる実績又は、資料により算定するものとする。

カ 仮設費

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。

- a 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用
- b その他、現場条件等により積上げを要する費用

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

共通仮設費は、実情に応じた率を計上する。

イ 現場管理費

現場管理費は、実情に応じた率を計上する。

3-3 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

3-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び特別地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

3-5 材料等の価格等の取扱い

工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

3-6 支給品の取扱い

(1) 支給品とは設備の製作、架設に際して別途契約により取得した直接材料、電力、製作品等を受注者に支給するものをいう。

(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。

ア 直接材料、電力は全額を現場管理費算定の対象とする。

イ 製作品等は現場管理費算定の対象としない。

3-7 間接労務費、工場管理費の費目別対象表

費 目		間接労務費	工場管理費
材	料 費	×	×
労	務 費	○	○
塗	装 費	×	○
直	接 経 費	×	○
間 接 製 作 費	間 接 労 務 費	—	○
	工 場 管 理 費	×	—
支 給 品 費	直 接 材 料	×	×
	電 力	×	×
	製 作 品	×	×

○：対象とする ×：対象としない

3-8 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表

費 目		共通仮設費	現場管理費
輸 送	費	○*2	○
架 設	費	○	○
塗 装	費	○	○
直 接 経	費	○	○
仮 設	費	○	○
間 接 工事費	共 通 仮 設 費	—	○
	(事業損失防止施設費)*1	○	○
	現 場 管 理 費	—	—
支 給 品 費	直 接 材 料	○	○
	電 力	○	○
	製 作 品	×	×
無償貸付機械等評価額		○	○

○：対象とする ×：対象としない

*1：()内は必要に応じて計上する。

*2：鋼橋桁等の輸送に係る共通仮設費の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

発 注 形 態	共通仮設費
製作+輸送+架設等	○
製作+輸送	×
輸送+架設等	○

○：対象とする ×：対象としない

3-9 一般管理費等の費目別対象表

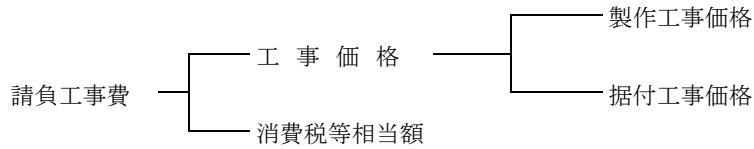
費 目		一般管理費等	
工場製作原価	材 料 費	○	
	労 務 費	○	
	塗 装 費	○	
	直 接 経 費	○	
	間 接 費 製作費	間 接 労 務 費	○
		工 場 管 理 費	○
架設工事原価	輸 送 費	○	
	架 設 費	○	
	塗 装 費	○	
	直 接 経 費	○	
	仮 設 費	○	
	間 接 費 工事費	共 通 仮 設 費	○
		現 場 管 理 費	○
無償貸付機械等評価額		×	
支給品	直 接 材 料	×	
	電 力	×	
	製 作 品	×	

○：対象とする ×：対象としない

第5 電気通信設備工事

1 請負工事費の構成

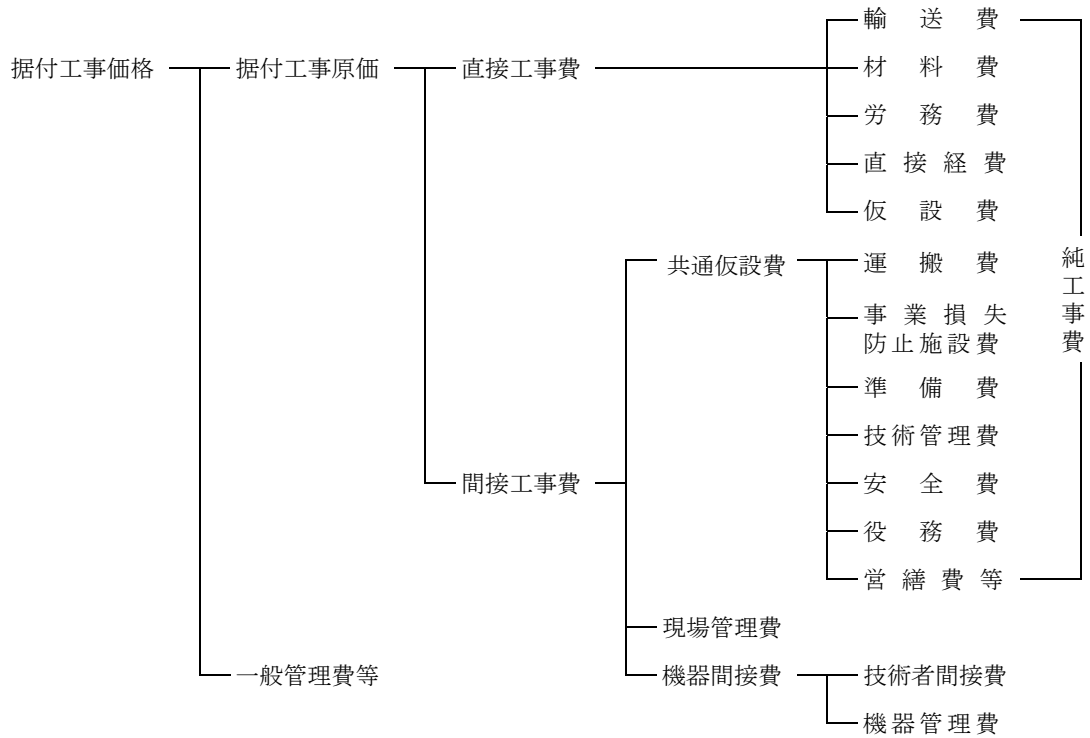
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 製作工事価格

製作工事価格 ———— 機器単体費

1-2 据付工事価格



(注)製作工事を伴わない場合は、「据付工事」を「工事」と読替える。

2 請負工事費の費目

2-1 製作工事価格

製作工事の費目は、次のとおりとする。

(1) 機器単体費

電気通信設備の構成要素である機器の単体価格の費用である。

2-2 据付工事価格

据付工事の費目は、次のとおりとする。

(1) 直接工事費

ア 輸送費

製作工場の所在地から据付現場までの機器等の運搬に要する費用である。

イ 材料費

工事を施工するに当たり、直接及び補助的に使用される材料等の費用である。

ウ 労務費

工事を施工するに当たり、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。

エ 直接経費

工事を施工するに当たり、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。

(ア) 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料。

(イ) 水道光熱電力料

工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び水道使用料。

(ウ) 機械経費

工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額。

(エ) 試運転経費等

特に必要と認められる総合試運転に要する費用。

(オ) 特別経費

特に必要と認められる費用。

オ 仮設費

工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。

(2) 間接工事費

間接工事費は、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費から構成される。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構

改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)による。

イ 現場管理費

現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

ウ 機器間接費

機器間接費は、技術者間接費及び機器管理費から構成される。

(ア) 技術者間接費

技術者間接費は、機器の調整等のために製作工場等から派遣される技術者等に対する製作工場等の間接費である。

a 従業員給与手当

当該製作工場等の間接部門の従業員(以下、「間接部門従業員」という。)の給料、諸手当及び賞与

b 退職金

間接部門従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰込額

c 法定福利費

間接部門従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

d 福利厚生費

間接部門従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

e 補助材料及び工場消耗品費

f 事務用品費

g 通信交通費

h 雑費

a から g までに属さない諸費用

(イ) 機器管理費

機器管理費は、工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する費用である。

a 機器の施工現場における管理に係る費用

機器の施工現場内での保管に必要な安全施設、安全管理及び運搬等に要する費用

b 技術管理に要する費用

機器の品質管理のための施工現場における試験・検査及び試運転等に要する費用

c 保険料

機器の施工現場内における火災保険、損害保険等の保険料

d 機器の調達に要する費用

機器の調達、製作の調整等に要する費用

e 訓練等に要する費用

機器の操作運用に関して発注者等への教育訓練に要する費用

f 機器製作期間中の現場経費

機器製作期間がある場合に期間中の施工現場の安全管理等に要する費用

g 事務用品費

h 通信交通費

i 雑費

a から h までに属さない諸費用

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

2-3 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

3 請負工事費の積算

3-1 製作工事価格

製作工事にかかる積算は、次のとおりとする。

(1) 機器単体費

機器単体費は、(機器数量)×(単価)とする。

3-2 据付工事価格

据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

(1) 直接工事費

ア 輸送費

(ア) 輸送費の積算は、製品の種類により適正な方法で計上する。

(イ) 荷造り梱包に要する費用は、特殊な条件により必要とする場合を除き計上しない。

イ 材料費

(ア) 材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。

(イ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。

なお、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算する。

ウ 労務費

(ア) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。

(イ) 工数は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)」で定めた値によるものとする。

(ウ) 電気通信用技術者・技術員の1日当りの標準賃金は、実情に即した賃金を採用するものとする。

(エ) 電気通信用技術者・技術員以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか実情に即した賃金を採用するものとする。

(オ) 各賃金は、次の補正を行うことができる。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

エ 直接経費

個々の費目別に必要額を適正に積上げるものとする。なお、機械経費は「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」等によるもののほか適正と認められる実績又は、資料により算定するものとする。

オ 仮設費

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。

また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。

(ア) 交通誘導警備員、機械の誘導員等の交通管理に要する費用

(イ) その他、現場条件等により積上げを要する費用

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。

(イ) 直接工事費の材料費のうち、光ケーブルは共通仮設費の対象金額に計上しない。

イ 現場管理費

現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。

ウ 機器間接費

(ア) 技術者間接費

技術者間接費の積算は、次のとおりとする。

$$Q = (A \times m_1 + B \times m_2) \times K$$

ただし Q:技術者間接費(円)

A:技術者労務単価(円/人)

B:技術員労務単価(円/人)

m_1 :調整に要する技術者数(人)

m_2 :調整に要する技術員数(人)

K:技術者間接費率(%) (表-5・1)

(イ) 機器管理費

a 機器管理費の積算は、(機器管理費対象額) × (機器管理費率) とする。

b 機器管理費対象額は、製作工事価格中の機器単体費とする。

- c 機器管理費率は、表-5・2のとおりとする。
- d 機器の製作のみを行う場合、機器を支給する場合等には、機器管理費率は表-5・3に定める補正係数を表-5・2で算定した機器管理費率に乗じて得た率とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

表-5・1 技術者間接費率 (%)

設 備 区 分	種 別	細 別	技術者間接費率 (K)	備 考
受変電設備		特 高	170	
		高 圧	120	
発電設備		水 力	150	
		高 圧	80	
		低 圧	80	
無停電電源装置			50	
直流電源装置			50	
トンネル非常警報設備			50	
道路情報表示装置			80	
移動通信設備			80	
多重無線通信設備			110	
衛星通信地球局設備			150	
テレメータ・テレコントロール、放流警報設備			90	
電話交換設備			110	
CCTV設備			80	
レーダ雨(雪)量計設備			170	
情報処理設備			170	

(注) 1 模写電送装置、移動通信設備(単信方式)等は技術者間接費の対象としない。

- 2 「据付、給電線布設、光ファイバーケーブルの接続・試験」及び「調整作業量が軽微かつ高度な技術力を要しない据付作業に含まれる調整」は技術者間接費の対象としない。

表-5・2 機器管理費率

項 目	対象機器単体費	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	アの算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
機器管理費率		18.22	42380.2	-0.4711	5.21

ア 算定式

(ア) 機器管理費率

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 (%)

E : 対象額 (円)

A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 補正係数

表-5・3 機器管理費率の補正

種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
機器移設する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注) 表-5・2 で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数

E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]

E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位: 円]

E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位: 円]

E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]

E_d : Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3-3 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

3-4 機器、材料等の価格等の取扱い

製作据付工事価格にかかる各費目の積算に使用する機器、材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

3-5 間接工事費の費目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対 象 額	直接工事費+事業損失 防止施設費+支給品費 +官貸額	純工事費 (直接工事費 +共通仮設費) +支給 品費+官貸額	純工事費+現場管理費 +機器間接費
機 器 単 体 費	—	—	—
機器単体費 (支給品等)	×	×	×
技 術 者 間 接 費	—	—	○
機 器 管 理 費	—	—	○
材料費 (光ケーブル)	×	○	○

○ : 対象とする × : 対象としない — : 該当しない